様式第16（第２条第３項関係）

第１表

［表略］

注１　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

［２～14　略］

第２表

［表略］

［注１　略］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

［３～10　略］

第３表

［表略］

［注１　略］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

［３～12　略］

第４表

［表略］

［注１　略］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

［３～12　略］

第５表

［表略］

［注１　略］

２　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）ごとに別葉とすること。

［３～10　略］

様式第16（第２条第３項関係）

第１表

［表同左］

注１　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

［２～14　同左］

第２表

［表同左］

［注１　同左］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

［３～10　同左］

第３表

［表同左］

［注１　同左］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

［３～12　同左］

第４表

［表同左］

［注１　同左］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

［３～12　同左］

第５表

［表同左］

［注１　同左］

２　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。

［３～10　同左］